

都市計画法上における蓄電所の取扱いについて

令和7年3月

各務原市都市計画課開発指導係

○取扱いについて

蓄電所（収納される蓄電池に建築基準法施行令第116条第1項の表の危険物品の種類の欄に掲げる危険物が内蔵されているもの）は、貯蔵する数量の多寡に関わらず、**第一種特定工作物（都市計画法第4条第1項第11号）**として取り扱う。

○特定工作物の設置について

市街化調整区域内において特定工作物の設置を行う場合は、都市計画法第34条の立地基準を満たす必要がある。しかし、蓄電所においては認める基準がないため、現行の立地基準での開発行為は不可。（全国的にも開発許可を行った事例はない。）

●除外規定（都市計画法施行令第1条第1項第3号）

電気事業法第2条第1項第16号に規定する電気事業（同項第2号に規定する小売電気事業を除く。）の用に供する同項第18号に規定する電気工作物に該当するものを除く。

●除外規定に該当する場合の必要な手続きについて

・建築基準法上の建築物に該当しない場合

※「蓄電池を収納する専用コンテナに係る建築基準法の取扱いについて（平成25年3月29日国住指第4846号）」参照

電気事業法第27条に基づく発電事業届出書（経産省受領印済）の提出を求め、除外規定に該当していることを確認する。
併せて、市の記録のために、発電事業届出書に今回計画箇所が記載されていることの確認（事後でも可）や計画図書一式の提出を求める。
提出先：課代表メールアドレス tkeikaku01@city.kakamigahara.gifu.jp

・建築基準法上の建築物に該当する場合

都市計画法施行規則第60条の申請が必要。
該当条文：都市計画法第29条第1項第3号
※公益上必要な建築物：都市計画法施行令第21条第1項第14号